

外国語通訳コース講習日程表

茨木教習所 TEL.072-641-1121

FAX.072-641-1120

更新日 2026/3/18 随時更新

id (インドネシア語) vi (ベトナム語) en (英語) zh (中国語) th (タイ語) km (カンボジア語)

3月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火			
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積み込み・掘削用)																																		
	(解体用)																																		
	玉掛け																																		
	小型移動式クレーン																																		
	高所作業車																																		
	フォークリフト																																		
特別教育	ガス溶接																																		

???語

の講習は
希望者5名以上で開催いたします
開催を希望する講習及び言語を
受付書に記入しFAXして下さい

▼受付書ココ▶

外国語講習受付書を
ダウンロード

NEW!

※開催が決まり次第、受付書に記入していただいた連絡先にお知らせします。
※受講される場合は、別途、ホームページから受講申込みをお願いいたします。

4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木					
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積み込み・掘削用)																																			
	(解体用)																																			
	玉掛け																																			
	小型移動式クレーン																																			
	高所作業車																																			
	フォークリフト																																			
特別教育	ガス溶接																																			

外国語通訳コース受講料

※ベトナム語・英語・中国語・インドネシア語・カンボジア語(対応していない講習科目もあります)

※下記受講料にはテキスト代と消費税が含まれており、通訳料には消費税が含まれております。
2025年4月1日現在の価格です。

技能講習	講習科目						特別教育	講習科目						
	講習科目	日数	時間	受講料	通訳料	合計		講習科目	日数	時間	受講料	通訳料	合計	
技能講習	車両系建設機械(整地等)	助	6日	48H	161,000円	21,000円	182,000円	小型車両系建設機械(整地等)	助	2日	16H	25,500円	7,000円	32,500円
	車両系建設機械(解体用)	助	1日	6.5H	34,500円	4,000円	38,500円	締固め用機械(ローラー)	助	2日	14H	25,500円	7,000円	32,500円
	不整地運搬車	助	2日	14.5H	64,500円	7,500円	72,000円	高所作業車(10m未満)	助	2日	12H	25,500円	7,000円	32,500円
	玉掛け	助	4日	28H	39,000円	9,500円	48,500円	足場の組立て等	助	1日	8H	17,500円	4,000円	21,500円
	小型移動式クレーン	助	3日	23H	60,000円	8,000円	68,000円	フルハーネス型墜落制止用器具	助	1日	8H	17,500円	4,000円	21,500円
	高所作業車	助	4日	24.5H	85,000円	9,500円	94,500円							
	フォークリフト		6日	46.5H	65,500円	18,500円	84,000円							
	ガス溶接	助	3日	18H	27,000円	7,000円	34,000円							

※車両系建設機械(解体用)運転技能講習及び不整地運搬車運転技能講習は車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者、
小型移動式クレーン運転技能講習は玉掛け技能講習修了者に限ります

